

四日市ドーム詳細設計付大規模改修事業

要 求 水 準 書

令和8年9月

四日市市

目 次

第1章	総則	1
1.	要求水準書の位置付け	1
2.	要求水準書の見直し	1
3.	用語の定義	1
第2章	一般事項	3
1.	事業名称	3
2.	事業目的	3
3.	事業期間	3
4.	事業概要	3
5.	設計・施工に関する遵守事項	3
第3章	基本条件	4
1.	対象施設	4
2.	事業範囲	4
3.	受注者に期待する事項	6
4.	本事業において準拠する規格、基準	6
5.	モニタリング及びセルフモニタリングの実施	7
6.	全体工程表の提出	8
第4章	本事業に関する要求水準	9
1.	基本的事項に関する要件	9
2.	設計業務に関する要求水準	19
3.	建設業務に関する要求水準	21
4.	工事監理業務に関する要求水準	25
[別紙]	個人情報取扱注意事項	26

第1章 総則

1. 要求水準書の位置付け

「四日市ドーム詳細設計付大規模改修事業要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)は、四日市ドーム詳細設計付大規模改修事業(以下、「本事業」という。)の業務を遂行するにあたり、四日市市(以下、「本市」という。)が、設計・施工一括方式で選定した共同企業体(以下、「受注者」という。)に求める機能・性能等の水準(以下、「要求水準」という。)であり、応募者の技術提案の前提条件や仕様を記載したものである。

応募者は要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、本市は受注者を選定する審査条件として、要求水準書を用いる。

また、受注者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。本市による事業の実施状況のモニタリングにより、受注者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める工事請負契約書(以下、「契約書」という)に基づき、措置する。

なお、要求水準書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務については、要求水準書に明記されていない事項であっても、受注者の責任において遂行すること。

本事業は、要求水準書等に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ、工事に必要な施工図を提出し、発注者の承諾を得た後、工事に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を遵守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応すること。

2. 要求水準書の見直し

本市は、本事業の事業期間中に、法令等の変更により事業が著しく変更されるとき、災害・事故等により特別な事業内容が常時必要となったとき、本市の事由により事業内容の変更が必要となったとき、その他特別の理由による事業内容の変更の必要性が生じた場合は、要求水準書の見直し、または、変更を行うことがある。要求水準書の変更に伴い、受注者が行う事業内容に変更が生じるときは、契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

3. 用語の定義

- (1)「応募者」とは、本事業のプロポーザルに応募する民間企業をいう。
- (2)「提案書」とは、応募者が本プロポーザルにおいて提出した企画提案書をいう。
- (3)「年度」とは、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終了する1年をいう。
- (4)「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (5)「施設」とは、四日市ドームをいう。
- (6)「施工図」とは、設計の成果として、本市の承諾を経て本事業で施工する施設の設計・施

工内容を示した図面等をいう。

- (7)「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- (8)「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。
- (9)「確認」とは、応募者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを本市が確かめることをいう。なお、確認ができない場合は、本市は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- (10)「承諾」とは、受注者が書面で申し出た事項について、本市が書面により同意することをいう。なお、受注者は本市の承諾なくして、次の工程に進むことができない。また、承諾によって受注者の責務が免責又は軽減されるものではない。
- (11)「指示」とは、行為について指図することをいう。受注者は発注者の指示に従わなければならない。
- (12)「検査」とは、本事業の各段階で受注者が確認した業務の実施状況、材料の試験結果等について、受注者から提出された品質管理記録に基づき、本市が要求水準書等及び設計図書との適否を判断することをいう。なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
- (13)「報告」とは、受注者が本市に対し、本事業の実施状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- (14)「提出」とは、受注者が本市に対し、本事業に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (15)「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

第2章 一般事項

1. 事業名称

四日市ドーム詳細設計付大規模改修事業

2. 事業目的

本事業は、契約方式に設計・施工一括発注方式を適用し、受注者の創意工夫に基づいた「施工上の課題解決・事業リスクへの対応」「工事の安全確保・期間内の確実な工事実施」「品質向上・供用後に対する配慮」「最適な実施体制、市との連携体制・市内経済への貢献」の提案を受け入れ、施設の建築・機械設備・電気設備改修の実現を目指すものである。

3. 事業期間

契約を締結した日から令和11年9月30日までとする。

4. 事業概要

本市が管理する四日市ドームの大規模改修を建築・機械・電気設備を一括して、その設計・施工を一体的に実施する。

5. 設計・施工に関する遵守事項

- (1) 施工中の安全対策を十分図ること。
- (2) 騒音、振動、粉塵等の抑制に努めること。
- (3) 適切な工程管理のもと、各工程を効率的に進め、工期内に確実に完了させること。
- (4) コストの低減やメンテナンス性の向上を図ること。
- (5) 機器の耐久性の向上や省エネルギー化等の機能向上を図ること。
- (6) 詳細設計にあたっては、必要となる施設調査を実施のうえ行うこと。
- (7) 施設利用者の利便性向上を図ること。
- (8) 休館期間（24か月以内）が限られているため、効率的な施工フロー、工程管理に努めること。
- (9) 品質の確保・向上に努めること。
- (10) 市内企業等との連携や地域経済の活性化に資するよう努めること。

第3章 基本条件

1. 対象施設

- (1) 名 称：四日市ドーム
- (2) 位 置：四日市市大字羽津甲5 1 6 9 番地

2. 事業範囲

事業は下記の範囲とするが、詳細は四日市ドーム詳細設計付大規模改修事業基本計画書（以下、基本計画書という。）に記載されているとおりとする。

表 3-1 事業範囲

	箇所	施工内容
建築内部	アリーナ内部構造鉄骨	不朽部分の一部補強及び再塗装 (アリーナ内非構造部材等の塗装も含む)
	アリーナ人工芝	路盤含め全面更新
	鋼製建具更新	・再塗装 ・付属金物の機能更新 ・基本計画書に応じた範囲の更新
	天井吊物昇降装置更新	基本計画書に応じた範囲の昇降装置、ワイヤー等更新
	各室内装仕上げ	基本計画書に応じた範囲の更新（トイレ、清掃員控室の内部改修及び授乳室スペース（2箇所新設））
	カーテンウォール	基本計画書に応じた範囲の再塗装、洗浄
建築外部	金属屋根及び軒周辺 パネルシーリング	基本計画書に応じた範囲のシーリング更新
	膜屋根	基本計画書に応じた範囲の張力導入、老朽箇所補修、洗浄、軒樋更新
	カーテンウォール	基本計画書に応じた範囲の洗浄
	外部鋼製建具	基本計画書に応じた範囲の付属金物の機能更新、再塗装
	建築外部躯体	基本計画書に応じたクラック等補修及び塗装（吹き付け）
	建物周辺地盤沈下	基本計画書に応じた地盤沈下の補修
	外部鋼製部材	基本計画書に応じた再塗装
建築電気	音響設備	基本計画書に応じた範囲の更新 ※センタースピーカー方式→サテライトスピーカー方式へ
	受変電設備	・基本計画書に応じた範囲の更新 ・既存周辺施設への電源供給

	箇所	施工内容
建築電気	強電設備	・発電機、直流電源装置の更新 ・電灯、コンセント設備、諸室電灯、誘導灯、非常照明設備の更新（未更新部分のうち、トイレ、清掃員控室、客席誘導灯に限る。） ・基本計画書に応じた範囲の更新
	弱電設備	・トイレ呼出し設備、時計設備の更新 ・テレビ共聴設備、練習室放送設備の更新 ・基本計画書に応じた範囲の更新
	防災設備	・非常放送設備、避雷針設備の更新 ・基本計画書に応じた範囲の更新
建築機械	屋外雨水排水	基本計画書に応じた範囲の更新
	中央熱源装置	・冷温水設備、熱源制御の更新 ・基本計画書に応じた範囲の更新
	空調・換気機器設備	・空調設備(AHU)、個別空調機更新 ・基本計画書に応じた範囲の更新
	受水槽	基本計画書に応じた範囲の更新
	トイレ改修	和便器の洋便器化等（手洗い場自動水栓化を含む）
	各種ポンプ類	基本計画書に応じた範囲の更新
	給湯設備	基本計画書に応じた範囲の更新
	結露対策設備	基本計画書に応じた範囲で新設

表 3-2 本事業において受注者が行う業務内容

	業務区分	内容
詳細設計	事前調査	・既設構造物調査等、事業実施に必要な調査
	設計業務	・対象施設の設計
建設工事	工事監理業務	・対象施設の工事監理
	施工業務	・対象施設の改修工事
	本市が行う業務との調整・協力	・受注者に対して行う業務のモニタリング
	各種申請などの業務	・電気、電話、ガス、水道等に関する協議
	その他これらを実施する上で必要な関連業務	
	完成図書の作成	・対象施設の完成図書の作成

3. 受注者に期待する事項

本事業は、基本的に、基本計画書に基づいて実施するものであるが、民間企業の創意工夫やノウハウを活かした、より効率的・効果的な事業の実施（品質の向上、施設機能の向上、利便性の向上など）に資する具体的な提案を求めるものとする。

特に、下記の事項については積極的な提案を期待する。

- ・新技術の採用や、施工管理の高度化、施工体制の強化、D X ・ I C T の活用による品質や生産性向上。
- ・実用性及び維持管理性を考慮した機器・設備の選定及び内装計画における工夫。
- ・施設調査（実測結果等）に基づく柔軟な対応。

4. 本事業において準拠する規格、基準、法令等

本事業は、要求水準書による他、以下の規格、基準に準拠し、これらを相互に補完すること。相互に補完しがたい場合は、監督職員に質問し、協議のもと指示された基準に準拠すること。これらの規格、基準については、別に指定されたもの又は本市の指示によるもの以外は、最新のものを適用する。

（１）打合せ等により決定した事項

（２）企画提案書

（３）契約書

（４）その他規格、基準

１）国土交通省大臣官房官庁営繕部

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

２）電気設備技術基準

３）内線規程

４）日本産業規格（J I S）

５）電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）

６）日本電機工業会標準規格（J E M）

７）本事業に関連する国土交通省大臣官房官庁営繕部図書、技術基準、規格等

８）国土交通省のN E T I S※登録書

※NETIS とは、国土交通省が運営する「新技術情報提供システム(New Technology Information System)」

の略で、公共事業で活用できる民間の優れた新技術に関する情報を集約し、共有・提供するためのデータベースシステム。

最新版の各種法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに各種基準・指針等についても要求水準に照らし準備するとともに、本事業を行うにあたり適用される関係法令、条例等がある場合は遵守すること。

5. モニタリング及びセルフモニタリングの実施

(1) 本市によるモニタリングの実施

本市は、受注者が要求水準書等の公表資料及び提案書類の記載内容（以下「要求水準等」という。）に基づいて、適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

本市は、モニタリングの結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合には、是正または改善の要求や契約金額の減額等の措置を行うことができるものとする。

要求水準等を満たしていない場合の措置に関する詳細については、契約書に示す。

なお、各業務のモニタリングの実施にあたり、本市に対し最大限協力すること。

(2) 受注者によるセルフモニタリングの実施

受注者は、要求水準等の遵守を目的として、各業務の進捗及び内容に対応したセルフモニタリングを実施する。

受注者は、各業務に係る「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、各業務計画書と合わせて提出し、本市の承諾を受ける。同計画書には、要求水準等に対応したセルフモニタリング項目を設定し、実施頻度及び実施者を規定するとともに、要求水準等の達成合否に係る確認方法を明記する。また、セルフモニタリングの実施結果を踏まえて、改善を図る仕組みについても明記し、事業期間を通じて確実かつ安定的に業務を遂行する。

受注者は、セルフモニタリングの実施内容・結果を記載した「セルフモニタリング実施報告書」を作成し、本市に提出する。なお、セルフモニタリングにより要求水準等の未達を把握した場合は、直ちに本市に報告し、協議を行うとともに、当該事象の内容、対応状況・影響、改善方策等について当該実施報告書に記載する。

(3) 確認の時期・内容

1) 設計時

受注者は、設計の内容について適時、本市と協議を行うとともに、完了時に施工図を提出し、本市の承諾を受けなければならない。

2) 建設工事着手前

受注者は、建設業法に規定された主任技術者又は監理技術者を選任して配置し、本市の承諾を得ること。

3) 建設工事中

受注者は、定期的に工事施工、工事監理の状況について報告を行うとともに、本市が要請した時期に出来高検査を受けなければならない。また、本市が要請したときは、建設工事の事前説明及び事後報告を行うとともに、本市は随時工事現場での建設工事の状況確認を行うことができるものとする。

4) 試験・試運転段階

受注者は、各種試験及び試運転に関して、本市から実施状況の確認を受ける。受注者は、その内容について、要求水準及び提案書の内容に適合しているか否かについて本市による確認を受け、適合していない場合には、改善を行う。この場合、受注者は自らの負担により、これに応じなければならない。

5) 工事完成・施設引渡時

受注者は、建設工事記録及び完成図書等を用意して、現場にて本市の完了検査を受けなければならない。検査は、建設工事期間内に実施する。なお、検査の日程は協議により決定するため、施設運営開始日までの余裕を考慮すること。

6. 全体工程表の提出

受注者は、契約書の締結後、速やかに設計業務着手から工事完了までの全体工程表を作成して、本市の承諾を受けること。

全体工程表は、本事業において本市が実施する業務内容も踏まえたうえで、受注者が実施する各業務の関連性に配慮して作成すること。

受注者の事由により、全体工程表を変更する必要がある場合、直ちに本市に報告するとともに、適切な措置を講じること。

第4章 本事業に関する要求水準

1. 基本的事項に関する要件

(1) 共通事項

1) 受注者の基本的な責務

- a) 本事業は、要求水準書に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ、工事に必要な施工図を提出し、本市の承諾を得た後、工事に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を遵守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応すること。
- b) 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本市に提出しなければならない。
- c) 隣接工事または関連工事がある場合は、その工事の受注者等と相互に協力し、施工すること。
- d) 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
- e) 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後1ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の1.0/1000以上とする。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がある場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることの証明ができるものを添付）を提出し本市の承諾をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。
- f) 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等が必要に応じて付さなければならない。工事着手時から工期末に14日以上加えた期間とする。
- g) 本事業で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
- h) 本市から貸与された図書、CADデータ及び提供された資料は、工事目的外に利用してはならない。
- i) 引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により瑕疵が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応しなければならない。
- j) その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

2) 既設施設の理解

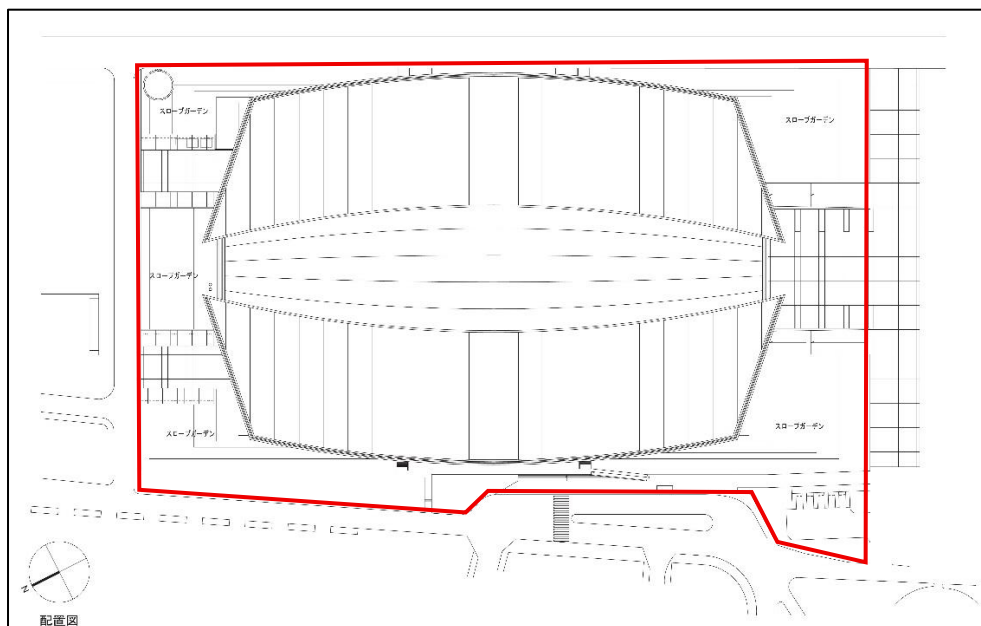
完成図書や現場調査等により既設施設の設計思想や既存機器の状態等、現場、現物、現実を十分理解した上で設計・施工を行うこと。また、既設の配管及び配線経路も把握すること。

3) 維持管理の配慮

完成後は、耐久性に優れ、保守点検が容易なように、維持管理・運営コストを考慮した設計や汎用性に配慮した設計とすること。

4) 官公所署、電気、ガス、水道、電話、通信事業者への届け出手続き等

- a) 工事の各段階に必要な官公署、電気、ガス、電話事業者への届出の種別・手続・時期などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。
- b) 本市が申請者となるものについても、その種別、手続、時期、実施内容などをあらかじめ調査し、一覧表を作成して提出すること。なお、届出書類や資料の作成、手数料や工事等の費用負担は、受注者が行い、提出まで行うこと。検査や打ち合わせを求められた場合は、立ち会うこと。
- c) 工事車両の駐車・通行、資機材の保管等を行う場合、四日市ドーム管理区域内（赤枠）においては、利用可能とする。管理区域外においては、霞ヶ浦緑地所管部署を含め協議を行うこと。



5) 安全管理

- a) 労働安全衛生法及びその他の関係法令に準拠し安全第一に努め、工事関係者及び第三者等への危険防止、安全対策を講ずるとともに交通の妨げとなる行為及び公衆に迷惑となる行為を行わないこと。
- b) 本事業の施工場所周辺の公道及び私道は狭隘なため、工事施工に伴い大型車両等を使用する場合は、事前に十分な下見を行い、適切な搬入計画を作成し、最低限の台数に抑え、車両、人の通行の支障をきたすことなく安全確保を図ること。また、車両規制がある場合は遵守すること。

- c) 作業範囲は、柵で区画するなどの措置を行い、転落、災害、事故の発生がないこと。

6) 環境配慮事項

- a) 本事業においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
- b) 騒音、振動等を伴う作業は、周辺住民及び企業の理解を得たうえで行うこと。なお、周辺環境対策は受注者の責任において実施するものとする。
- c) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業、線路近接工事など、作業に必要な届け出の実施にあたっては、関係者と協議を実施し必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。本市が提出すべき届出についても、受注者は作成補助その他必要な協力を行うものとする。
- d) 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
- e) 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
- f) 本事業において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。産業廃棄物の処理においては、優良産業処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者での処理及び電子マニフェストの使用に努めること。
- g) 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
- h) コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
- i) 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。
- j) 地方税法及び四日市市税条例の規定により、工事現場などで使用される小型特殊自動車は公道走行の有無とは無関係に軽自動車税（種別割）の申告が必要である。したがって、工事で使用する小型特殊自動車はナンバープレートを取り付けた車両を使用すること。尚、小型特殊自動車は道路運送車両法施行規則第2条及び別表第1に規定されている車両とする。

7) 施工計画書

- a) 施工計画書は工事内容に応じて、総合施工計画書、工種別施工計画書、施工要領書に分類し提出することができ、事前に監督職員と打合せを行い決定すること。
- b) 施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく本市への対応などについて、本事業の固有の条件

に適応した具体的な方策を定めたものとし、十分検討したうえで作成し、提出すること。

- c) 施工計画書について、設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるとあらかじめ認められる場合には、監督職員に報告すること。
- d) 施工要領書は、受注者が機器・材料製造者、専門工事業者などと打合せのうえ、施工計画書記載の各項目を実行するための詳細要領を定めたもので、必要に応じて提出すること。

8) 計画工程表

- a) 工事着手前に計画工程表を作成し提出すること。
- b) 監督職員より計画工程表に問題があると指摘された場合は、打合せのうえ修正すること。
- c) 計画工程表は、工事着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本事業の工程のほか、次の内容を記載する。提出は施工計画書に綴じること。
 - ・ 主要な施工図、施工計画書（搬入・試験を含む）、施工要領書などの作成・提出・承認の日程計画工程表に変更の必要が生じた場合は、監督職員に報告すること。
 - ・ 官公署、電気、ガス、電話事業者への届出など手続の日程
 - ・ 建築主事・所轄消防署その他の関係機関による中間検査など関係法令に基づく官公署の諸検査の日程
 - ・ 完成時の諸検査の日程
 - ・ 部分使用・部分引渡の日程及び関係する諸検査の日程
 - ・ 出来高予定
 - ・ 関連工事の主要な工程
 - ・ その他、工事の進行に関する重要事項（受電、停電切替など）
 - ・ 監督職員より指示された事項

9) 許認可・届出

受注者は、本事業を履行するために必要とされる許認可及び届出について、許認可を申請し、これを受け、または届出を行い、これを維持する。ただし、本市が取得、維持する許認可及び本市が提出すべき届出についても、受注者は作成補助その他必要な協力を行うものとする。

10) 設計

- a) 受注者は、受注者の責任で設計者を配置し、設計を行わなければならない。
- b) 設計とは、要求水準書に基づく確認・検討・打合せ・調整等（既設設備の確認等を含む。）及び関連する他工事（建築・他設備等）との取合い確認を経て、施設に合った

最適な機器・材料を選択し、システムとしての組合せを行い、最終的には据え付けるまでに係る技術的な検討を行うことをいう。

- c) 受注者は、設計により、施工図（フローシート、機器配置図、機器基礎図、配管図等）を作成し、本市の承諾を得ること。
- d) 設計には、耐震設計のための主要機器用の基礎又は鋼製機器架台、トラス構造等の鋼製架台類の強度計算を含むものとする。
- e) 施工図の作成に先立ち、提出予定の施工図の一覧表を作成すること。また、実際の現場の仕上がりと同じとなるように、正確な位置、経路、サイズ、形状、寸法を反映し、施工図を作成すること。
- f) 受注者が据付けたシステムにおいて、施工図で推定困難な不都合箇所（性能・各種機能・構造等）が生じた場合は、その原因を明確にし、システムの全部又は一部を受注者の責任において変更又は改修するものとする。
- g) 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は、設計に基づく施工図の承諾により決定するものとする。
- h) 受注者は設計完了後に工事費内訳書を作成し、その内容について双方で合意を行うこと。工事費内訳書の書式詳細については本市と協議の上決定すること。

1 1) 提出書類

- a) 提出する書類の種別・内容・書式などは、本市様式等を用い、詳細は監督職員との打合せを決定事項とすること。
- b) 提出書類は、分かりやすく明瞭で、本市が容易に確認できるよう、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。
- c) 指摘があった場合はすみやかに訂正し提出すること。また、パイプ式ファイルに綴じること。綴じの際は、背表紙、仕切りを用いて分類し整理すること。
- d) 機器製作計画書及び主要機器材料製作者通知書は契約後 180 日以内に提出すること。特に本事業が複数年度に亘る債務負担工事であり出来高支払を予定している場合、迅速に提出を行い各年度の製作機器を明らかにし出来高予定額を満足させるよう努めること。
- e) 製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。
- f) 原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさで A4 用紙に印刷し、提出すること。
- g) 本市と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。
- h) 要求水準書と設計図を A4 判製本（縮小版）として提出すること。
- i) 提出書類の提出部数は、以下の通りとすること。

- ・施工図 2部
- ・工事写真 2部
- ・工事打合せ簿 1部
- ・施工図の縮小版 1部

1 2) 機器等の調達

- a) 工事に必要な一切の目的物及び仮設物については、受注者の責任において製作または調達しなければならない。
- b) 設置する機器、部品、材料は契約図書（公募資料及び企画提案書を含む。）等に定める品質及び性能を有する新品とする。
- c) 受注者の機器等調達先は、受注者自社・受注者以外他社のいずれでもよいものとする。ただし、海外製品を使用する場合（機器の構成部品を含む）については以下の通りとし、国内での改修、修理が可能でない場合等は、その機種（機器の構成部品を含む）を選定してはならない。
 - ・国内の機器製作者が導入した海外製品は、原則として国内のサービス体制で、改修、修理が可能であり、大規模災害時においても、アフターサービス体制が整備され、整備及び修理に必要な部品が国内に保管され供給可能であること。
 - ・海外資本の場合は、日本法人を設立し、国内にアフターサービス体制が整備され、整備及び修理に必要な部品が国内に保管され供給可能であること。

1 3) 社内検査及び工場検査等

a) 社内検査

受注者は、調達する機器について、機器製作者自社（OEMの場合、提携先会社）による社内検査を受注者の責任のもとに実施しなければならない。ただし、汎用品については、本市との協議により省略できるものとする。

b) 工場検査

工場検査は、工場製作完了時点で実施する。なお、工場検査の際は社内検査員又は現場代理人等が立ち会うものとし、検査内容は次のとおりとする。また、検査試験成績表、工事打合せ簿及び検査記録写真等を添付して速やかに提出するものとする。

- ・工場検査試験成績表に基づく仕様・性能等の確認
- ・写真等に基づく数量等の確認
- ・図面、社内検査試験成績表等の補完資料に基づく上記仕様・性能・数量等の確認
- ・受注者は、工場検査終了後工場検査報告書に工場検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査試験成績表、工事打合せ簿及び検査記録写真等を添付して速やかに提出するものとする。

c) 工場立会検査

- ・本市が特に必要と認める機器類については、製作が完了したとき製作工場にて監督職員立ち会いによる工場立会検査を実施しなければならない。
- ・工場立会検査項目は、原則として工場検査における工場検査試験成績表に対応する検査を実施するものとする。
- ・工場立会検査を実施した機器については、工場立会検査試験成績表をもって、工場検査に替える。
- ・受注者は、工場立会検査受験に先立って工場立会検査申請書を提出し、試験設備概要、試験又は検査実施要領及び社内試験成績表等を付して承諾を受けること。
- ・工場立会検査申請書提出時点で社内検査が終了していないが、受験当日までに社内検査が終了する機器については、社内検査終了後社内試験成績表を速やかに提出するものとする。社内検査の終了していないものは、原則として工場立会検査は実施できない。

d) 機器の保管

工場検査終了後、現場への搬入保管が困難なものは、受注者の責任のもと保管すること。

1 4) 施工方法

- a) 本事業を完成させるために本事業に付帯して当然必要な工事・作業・機器・材料・調査・法で定められる事項（石綿の除去等）について、要求水準書に記載がない場合でも本事業に含む。
- b) 機器設置場所確保、配管配線経路確保に必要な既設物の撤去、再取り付け、加工、移設等は本事業に含む。
- c) 工事用の電力及び上下水は、既存の施設を利用できることとし、使用量に応じた使用料を受注者が負担するものとする。なお、電力については、屋外照明等の工事改修範囲外においても使用することから、受注者の負担割合については、本市と協議することとする。
- d) 他工事が同時期に並行して施工される場合は、当該工事の受注者間における工程管理、作業範囲の取り合い、安全管理、周辺環境対策等の調整を目的とした安全協議会等を設置することにより、連絡、調整、協力体制を確立し、互いの工事の全容を把握し、工事を完成させること。現在、判明している他工事は無いため、契約後に判明の都度、本市が受注者に連絡する。
- e) 工事により発生した産業廃棄物は適法に処分すること。また、工事により発生した有価物は、有価物として処分すること。
- f) 四日市ドーム周辺施設の電源が停止する切替作業
 - ・周辺施設へ電力を当該施設より高圧送電しており、周辺施設への送電停止期間は7

日間を想定している。(更新工事想定時期：令和10年12月下旬から1月上旬)

- ・送電停止時期については、事前に施設管理者に連絡すること。
- ・工事期間中の電気基本料金は、発注者負担とするが、契約電力低減に向けて電力供給会社と協議を行い、変更申込み業務を代行する。
- ・当該施設及び周辺施設に対する電気主任技術者の選任及び費用は、本市負担とする。

g) その他留意事項

- ・切替にあたっては、計画書を作成し、本市の承諾をもって決定とする。その際は維持管理に支障をきたさぬように配慮すること。切替後は、復旧を適切に行い、問題無く施設の運転ができているか必ず確認すること。
- ・施工にあたっては、建物、既設設備や据付機器等に損傷のないよう養生等を充分に行い実施すること。万が一損傷等あった場合は受注者の負担で復旧をすること。
- ・有資格作業は有資格者が証明できるものを携帯し作業を行うこと。
- ・施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、整然とした状態を保つこと。
- ・はつり、コア抜き又はアンカー打設を行う際は、隠蔽物（鉄筋、電線管等）を十分調査し破損しないように注意すること。万が一破損等あった場合は受注者の負担で復旧をすること。
- ・酸素欠乏等の危険箇所と判断される場合については、作業前、当該作業場所における酸素濃度測定、硫化水素濃度測定を行うこと。また作業中も人体に有害な影響を及ぼす恐れのある濃度に変化していないか定期的に同様の測定をし、換気設備を設けるなどの対策を行い、万全を期すること。
- ・施工場所や開口等の危険箇所は、必ず区画や危険表示、養生等を行い、工事エリアを明解にし、第三者や運転員等の安全を確保すること。
- ・設計段階において、ナフサを由来とする建設資材（例：塗料、シンナー、塩化ビニル管等）に対し、代替資材の調達や流通経路の見直し等が必要となった場合に、工事着工前に受注者と発注者が協議の上、積算単価から実際の購入単価への設計変更を行うこととする。

1 5) 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市工事検査規程第8条第6項の規定により本市が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受検すること。

1 6) 完成図書の提出

- a) 完成図書については、完成した工事に関する情報が、維持管理及び保守点検が容易であることや、将来の改修などのための情報として使用することを目的としているため、

分かりやすく明瞭なものとする。なお、監督職員の指示するものは、指定のソフトにより作成し、電子的媒体によるデータファイルを添えて提出すること。

b) 完成図書と工事書類が収納できるコンテナボックス（蓋付き、側面透明）収納し提出すること。

c) 完成図書の内容は、以下のとおりとする。

- ・一般図（全体平面図）
- ・機器図（支給品の機器を含む）
- ・工事施工図
- ・検査試験成績書
- ・取扱説明書（保全に関する資料を含む）
- ・設計計算書
- ・官公署等への届出（写し）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

- ・発注者名
- ・事業名
- ・事業場所
- ・事業年度
- ・受注者名（商号または名称のみとする）

d) 作成要領

- ・A4判製本（折込）2部 黒厚表紙（金文字）
- ・A4判製本（縮小版）2部 観音開き製本
- ・電子ファイル（CD等）2部 厚さ10mm程度のケースで提出

（A4判製本・電子ファイルの内容については本市の指示による。また、部数については打合せにより決定したものを最優先とする。）

ただし、完成検査時は、A4判製本（折込）の黒厚表紙（金文字）はパイプ式ファイル等で作成し、認定後にすみやかに提出としてもよい。また、同様にA4判製本（縮小版）及び電子ファイル（CD等）についても、認定後にすみやかに提出としてもよい。

A4判製本（縮小版）については、現場にて使用する目的のため製作するため、A4判製本（折込）から取扱説明書等を削除し製作すること。

e) 本市の使用

完成図書は、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む場合があるほか、完成図書が著作物にあたる場合、その著作者は著作権及び著作者人格権を有している。この点、完成図書に関する著作者人格権を移転することはできないが、著作権や物としての所有権は本市に移転できるものとする。

また、企業の統廃合により、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とさ

れるものを含む技術が継承される場合も同様な扱いとする。

f) 第三者への開示

本市は、受注者の許諾がない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。

- ・再構築、更新及び改修並びに補修において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で、かつ、継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を当該の再構築、補修等の受注者が使用する場合。
- ・点検及び軽微な補修等において必要となる図書等を当該業務の受注者が使用する場合。
- ・再構築、更新等の計画、設計等において必要となる図書等を当該業務の受注者が使用する場合。

g) 完成図書への表示等

受注者が作成する完成図書等は、本市と協議のうえ、前項の旨を表示する。また、完成図書は、容量計算書や組立図等技術情報やノウハウ等の企業秘密を含む部分と配置図や施工図など一般的な内容とに区別し、分冊で製本してもよい。電子ファイルにおいても同様の扱いとする。

1 7) 取扱説明会

施設管理者に取扱説明書を配布し、取扱説明会を開催すること。

1 8) 暴力団等不当介入に関する事項

a) 契約の解除

本市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

b) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本市発注所属と協議を行うこと。

c) a、b)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

1 9) 個人情報取り扱い注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

2. 設計業務に関する要求水準

(1) 事前調査

受注者は、施設の現況を十分に確認したうえで、事業実施に関して必要となる既設建築物調査（設備関係含む）、関係法令等に基づき自らの責任において適切な時期に実施する。

事前調査の着手前に「事前調査業務計画書」を提出し、本市の確認を受けること。

受注者が実施する事前調査に関して、本市の協力を必要とする場合は、受注者からの合理的な依頼内容に対して本市は協力する。

事前調査の内容及び結果について報告書を作成し、本市の承諾を受けること。

着工前に、近隣施設等との調整及び建設工事に係る準備調査等を十分に行い、近隣施設等の理解及び安全確保を図るとともに、工事の円滑な進行に努める。

本施設の建設に伴う近隣施設等に及ぼす影響を十分に検討し、課題や問題の発生が想定される場合は、本市と協議のうえで適切な対策を講じる。

(2) 本施設の建築設計

1) 基本事項

本施設の建築設計は、参考資料「基本計画書」を踏まえて実施する。

設計業務の期間は、建設業務に要する期間を考慮して、供用開始日に間に合うように受注者が計画すること。

受注者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計業務の期間を調整・設定し、本業務を円滑に推進すること。

具体的な設計期間は、受注者の提案に基づき契約書に定める。

2) 業務内容

a) 建築設計業務体制の構築及び責任者の配置

受注者は、本施設の建築設計業務の実施体制として、建築設計業務責任者（管理技術者）、意匠、構造、電気設備、機械設備の各担当者を配置する。

b) 建築設計業務計画書の提出

受注者は、事業契約の締結後、速やかに「建築設計業務計画書」（詳細工程表、実施体制及び組織図等を含む）を作成し、建築設計業務着手届及び管理技術者及び各担当主任技術者選任届（経歴書及び資格者証を添付）とともに提出して本市の承諾を受けること。

c) 実施内容

受注者は、建築設計業務計画書の提出後、速やかに要求水準書及び提案書類に基づいて、実施設計を行う。

建築設計業務は、関係法令等に基づいて行い、進捗管理は受注者の責任において実施し、設計工程を遵守する。

建築設計業務の実施にあたり、知り得た情報や本市から貸与・提供された関連資料

等に関して、第三者に漏らしてはならない。

d) 打合せ・協議等の実施及び記録

受注者は、本市と十分に打合せ・協議を行うとともに、建築設計の検討内容や進捗状況等を必要に応じて報告する。本市と受注者との会議の開催頻度は、受注者からの提案を踏まえて本市が決定する。本市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、受注者が都度速やかに書面打合せ・協議記録簿を作成し、相互に確認する。

受注者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに本市に報告する。関係機関との協議において、本市の協力を必要とする場合は、受注者からの合理的な依頼内容に対して本市は協力する。

e) 実施設計に関する書類の提出

実施設計の終了時には、契約書に記載する設計図書及び電子データを提出し、本市の承諾を受ける。

受注者が提出する設計図書の体裁やサイズ・部数等については、本市が別途指示する。

受注者は、設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を本事業に携わる者以外に漏らしてはならない。

f) 設計確認及び変更

本市は、建築設計の検討内容について、必要に応じて事業者に随時確認することができるものとし、確認事項等に関して受注者は速やかに対応する。

本市は、建築設計の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。受注者は、本市から設計変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、契約書の規定に従うものとする。

詳細調査結果に伴い、設計内容や工程の変更が発生する場合、直ちに本市と協議を行い、承諾を受けなければならない。また、建築設計業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに本市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。

(3) 各種申請等

受注者は、各種申請等の手続きに関して、関係法令等に基づき、工程に支障がないように適切な時期に実施する。また、各種申請等の手続き時に提出した書類の副本・写し等を本市に提出する。

3. 建設業務に関する要求水準

(1) 本施設の建設工事

1) 着工前の業務内容

工事手順等は、受注者の提案によるものとするが、着工前に、建設業務計画書（総合施工計画書、詳細工程表、工事実施体制図等）を作成し、工事着手届出書及び現場代理人等選定通知書とともに提出して、本市の承諾を受けること。当該計画書の作成にあたり、建設工事を安全かつ円滑に実施するため、本市の協力を必要とする場合は、受注者からの合理的な依頼内容に対して本市は協力する。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

建設業務の実施に関連して調査が必要となる場合、着手前に「調査計画書」を提出し、本市の確認を受けること。受注者が実施する調査に関して、本市の協力を必要とする場合は、受注者からの合理的な依頼内容に対して本市は協力する。

受注者は、機器等の設計・製作において、その設計内容を十分理解した上で機器製作計画書を作成し、本市に提出しなければならない。機器製作計画書は工場製作期間の施工計画書であるため、現場作業期間の施工計画書とは別に作成すること。ただし、製作期間が短い等の場合は、監督職員との協議により、現場作業期間の施工計画書に含むことができるものとする。

受注者は、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

- a) 受注時は、契約後 10 日以内とする。
- b) 完成時は、工事完成後 10 日以内とする。
- c) 登録内容の変更時は、変更があった日から 10 日以内とする。

2) 工事期間中の業務内容

a) 建設業務体制の構築及び責任者の配置

受注者は、現場代理人及び専任の監理技術者を定めて工事現場に配置し、本市に報告する。現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこと。現場代理人、監理技術者、または主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。

監理技術者は本事業に専任で配置し、施工計画書の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。

監理技術者は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付

47を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者とする。

b) 実施内容

受注者は、関係法令等を遵守し、設計図書及び建設業務計画書に従って、本施設の建設工事を円滑かつ安全に実施する。受注者は、施設敷地内へ現場事務所等を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。

工事の記録は、本施設の工事現場に常備する。

工事の進捗状況や監理状況は、工事監理業務責任者を通じて本市に毎月報告する。また、本市が要請した場合は、施工の事前説明及び事後報告を行う。

本市は、受注者または建設企業が開催する工程会議に立会うことができる。また、随時、工事現場において施工状況の確認を行うことができる。

工事現場内の安全対策を徹底するとともに、造成工事・建設工事に伴う近隣住民等への影響抑制及び事故防止を図るために万全の対策を講じる。

工事関係車両は、予め周辺道路の状況を十分に把握し、安全運転の徹底、誘導員の配置、通行制限、案内看板等の設置など、周辺道路に関して万全の安全対策を講じる。

敷地内には、工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路での待機を回避するとともにアイドリングストップを徹底する。

工事に必要となる電気・水道等は、受注者の負担とする。

工事により発生した建設副産物は、関係法令等に基づいて適切に処理し、積極的に再資源化等を図る。受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。

工事に伴い近隣施設等及び周辺地域に損害または被害が発生した場合の修繕・補償等については、受注者が負担する。敷地境界周辺で調査や作業を実施するにあたり、やむを得ず隣地に立ち入る場合には、事前に当該所有者等と協議したうえで適切に対応する。

工事は原則として週休二日制とし、「四日市市週休2日制工事实施要領（営繕工事）」（令和8年6月22日改正）に基づく「土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」とすること。

施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。

当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。

工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、

受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本市へ報告のうえ実施しなければならない。

電気事業法に基づく法定点検を行うため、四日市ドーム及びドームから送電する霞ヶ浦緑地運動施設（四日市テニスセンター、霞ヶ浦第1野球場、霞ヶ浦第2野球場、霞ヶ浦第3野球場及び霞ヶ浦体育館）の自家用電気工作物（受変電設備、非常用発電設備）の保安管理業務（年次・月次・臨時点検）に支障を来さないこと。

なお、工事期間中に想定される霞ヶ浦緑地内で開催される大規模イベント等は下表のとおりであり、施工にあたっては、イベントの開催に影響が出ないよう配慮すること。

表 4-1 霞ヶ浦緑地内での開催が想定される大規模イベント等

施設	イベント	時期
霞ヶ浦第1野球場	プロ野球ファームリーグ公式戦	毎年4月
	全国高校野球選手権 三重大会	毎年7月
四日市テニスセンター	四日市チャレンジャー	毎年3月
	全日本学生テニス選手権大会	毎年12月
四日市競輪場	令和10年度全国高等学校総合体育大会	令和10年8月
	競輪イベント	毎年11月

※上記以外の大規模イベントが開催された場合も同様とする。

3) 工事完了時の業務内容

a) 受注者による完工検査

受注者は、自らの責任及び費用において、完工検査を実施する。

受注者が完工検査を実施する際は、実施日の14日前に本市に書面で通知する。

本市は、必要に応じて受注者が実施する完工検査に立会うことができる。

受注者は、完工検査の結果について、消防設備検査等の検査結果に関する書面の写しを添えて本市に報告する。

工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。

b) 本市による完成検査

本市は、受注者による完工検査の終了後、完成検査を実施する。

完成検査は、受注者立会いのもとで、本市が承認した設計図書との照合により実施する。

完成検査の結果、本市が是正や改善等が必要と判断した場合、期限を定め、受注者へ書面により指示を行う。受注者は、書面の指示内容に基づき速やかに対応し、

期日までに是正等を完了させたいうえで、再検査を受ける。

完成検査の完了後、本市は受注者に完成検査確認を通知する。

受注者は、完成検査確認の通知を受けた後、契約書に記載する 必要書類（以下「完成図書」という。）を本市に提出する。

完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本市の指示に従うものとする。

c) 本施設の引渡し

受注者は、本市に対して完成図書及び鍵の提出とともに日付を明記した書面により本施設の引渡しを行う。なお、鍵については、鍵番号一覧表を作成し、キーボックス等に収納した状態で受渡しを行う。

各種設備等の使用方法について、操作・運用マニュアルを作成し、本市に提出するとともに当該マニュアルの説明を行う。

受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。

4) 保険及び保証、建設共済等の加入

- a) 建設工事保険（保険証の写しを提出）
- b) 請負業者賠償責任保険(管理財物担保特約に加入のこと）（保険証の写しを提出）
- c) 法定外労災補償制度（加入証明書の写しを提出）
- d) 建設業退職金共済制度

掛金収納書を提出すること。共済証紙購入額請負金額の 1.0/1000 以上。

なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする

4. 工事監理業務に関する要求水準

(1) 対象業務

工事監理業務の対象は、本施設の改修工事とする。

(2) 業務内容

受注者事業者は、工事監理業務責任者（建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者をいう。）を配置する。

工事監理業務の実施にあたり、受注者は改修工事着工前に、工事監理実施方針（工事監理のポイント等）、総合定例打合せ及び主要検査日程等を明記した工程表等、次の内容を含む「工事監理業務計画書」（監理方針、業務工程表、業務実施体制図等）を作成し、工事監理業務着手届及び管理技術者届等選任届（経歴書及び資格者証を添付）とともに提出して本市の承諾を受ける。

工事監理業務責任者は、改修業務が設計図書等に基づいて適切に行われていることを確認する。

工事監理企業から建設企業への指示は書面で行うとともに、本市の求めに応じて当該書面を提出する。

本市への完成確認報告（建設業務及び解体撤去等業務の完了時に事業者が実施する「完成検査」の結果報告）は、工事監理業務責任者が行う。

工事監理業務内容は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新のものに示された業務とする。

工事監理業務責任者は、工事の履行状況等を記載した工事監理報告書（・主要報告事項（工事概況、工事進捗状況）・工事監理状況報告事項（協議、指示、承諾、立会、検査等の状況）・次月の主要監理課題等）を毎月作成し、本市の承諾を受けること。また、本市が要請した場合は、工事の履行状況等に関して随時報告を行うこと。

建築士法に基づく重要事項説明及び書面の交付を行うこと。

〔別紙〕個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による工事の施工者（受注者のこと。「個人情報取扱注意事項」においては、以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1） 紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2） 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（苦情の処理）

第11 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。